

共通仕様書

	第1節 一般事項
1-1 適用範囲	(1) この仕様書は、公益財団法人横浜企業経営支援財団が施行する工事等の業務に適用する。 (2) 工事業務はそれぞれの種別に応じて本仕様書に定める仕様書に従い履行するものとする。 (3) 業務別仕様書に記載されている事項はこの仕様書に優先する。
1-2 用語の定義	(1) 監督員とは、公益財団法人横浜企業経営支援財団担当職員をいう。 (2) 現場責任者とは、受託者が通知した現場責任者をいい工事業務の指揮監督をするものをいう。 (3) 指示とは、監督員が受託者に対し工事業務に関する方針、基準、計画などを示し実施させることをいう。 (4) 承諾とは、受託者の発議により受託者が監督員に報告し、監督員が了解することをいう。 (5) 協議とは、監督員と受託者が対等の立場で合議することをいう。
1-3 法令の遵守	受託者は、業務の履行にあたり、作業に関する諸法規を遵守し作業の円滑な進捗を図る。
1-4 官公署その他	受託者は、業務に必要な官公署への手続きを速やかに行い、手続きに要する費用は受託者の負担とする。
1-5 疑義の解決	受託者は契約に定める事項について疑義を生じた場合には、監督員と協議して解決するものとする。
1-6 提出書類	受託者は業務着手前に以下の書類を監督員に提出する。 (1) 契約書の写し (2) 工事業務着手届出書 (3) 工事代金内訳書 (4) 現場代理人選定通知書 (5) 工程表 (6) 工事施工計画書

第2節 現場管理

2-1

現場責任者

現場責任者は業務の管理に必要な資格、知識及び経験を有する者とする。また、その資格を証明する資料を監督員に提出すること。

2-2

日程管理

- (1) 受託者は日程表に基づき適正な進捗につとめるものとする。
- (2) 工事作業に先立ち、監督員と調整し詳細な日程表を作成し提出する。
- (3) 受託者は日程に変更が生じるおそれのある場合には、監督員の承諾をうけるものとする。

2-3

作業車の
乗入れ

受託者は業務に伴う作業車等を工事場所へ乗入及び駐車を行う場合は、施設管理者の許可を受けることとする。

2-4

利用者への
安全対策

- (1) 受託者は作業にあたって、利用者に危険のないよう十分な安全対策を講じるものとする。
- (2) 工事作業が、振興センター等の利用者へ影響を及ぼすおそれがある場合には、バリケードやお願い板・注意標識を設置し、利用者へ注意を促すようにすること。

2-5

安全衛生
管理

- (1) 工事作業時の安全衛生に関する管理は、現場責任者が関係法令に従いこれを行う。ただし、別に責任者が定められた場合はこの者に協力する。
- (2) 工事作業現場は常に整理整頓及び清掃を行う。
- (3) 危険箇所の点検を行うときは、十分に注意して事故の防止に努める。

2-6

事故発生時
の処置

工事作業中に、工事の実施に影響を及ぼす事故、人身に損傷を生じた事故、又は、第三者に損害を与えた事故が発生した場合は、直ちに応急処置等の処置を講じる。このとき、事故発生の原因及び経過、事故の被害の内容等について、速やかに監督員に報告しなければならない。

2-7

現況復旧の
義務

受託者は義務に伴う施設・器具等を、損傷させないように適切な方法で養生を行う。万一、損傷を与えた場合には延滞なく監督員に連絡するとともに、その指示に従い受託者の負担において現状に復旧し報告するものとする。

2-8

後片付け

受託者は委託業務の作業終了後、速やかに現場の後片付けをし、入念な清掃を行うものとする。

3-1	第3節 工事業務の完了
完了図書	受託者は、工事業務作業終了後、速やかに以下の完成図書を監督員に提出する。
	(1) 完成図書 2部
	(2) 施行写真 1部
3-2	
業務の完了	受託者は、工事業務の完了後、速やかに以下の書類を監督員に提出する。
	(1) 工事業務完成届出書
	(2) 請求書
	第4節 完成図書の作成要領
4-1	
完成図書	完成図書は、工事業務の成果となるものであり、記録をまとめて作成し、監督員に提出する。
	(1) 工事担当者編成表
	(2) 工事材料等承諾願
	(3) 請負人選定通知書
	(4) 完成図
	(5) 発生材処分証明書類
	(6) 工事写真
4-2	
作成要領	作成要領は、次のとおりとする。
	(1) 完成図書は、記録を清書し、施設ごとに整理して一冊のファイルに綴じ込む。
	(2) ファイルはA4サイズとし、左綴じ左見開きとする。
4-3	
表紙の記載	表紙は黒文字・横書きとし次の項目を記載する。
	(1) 年 度 実施年度を記載する。
	(2) 年度名称 委託契約書と同じ名称にする。
	(3) 完成図書 「〇〇〇工事」
	(4) 年 月 日 完成図書提出年月日
	(5) 受託者名 施工業者名を記載する。
4-4	
背表紙の	背表紙は黒文字・縦書きとし次の項目を記載する。
記載	
	(1) 年 度 実施年度を記載する。
	(2) 工事名称 工事名と同じ名称にする。
	(3) 受託者名 施工業者名を記載する。

**横浜市産学共同研究センター・横浜新技術創造館監視カメラ設備等更新工事
特記仕様書**

1-1 件 名	横浜市産学共同研究センター・横浜新技術創造館監視カメラ設備等更新工事
1-2 履 行 場 所	横浜市産学共同研究センター・横浜新技術創造館
1-3 履 行 期 間	契約締結日から令和8年2月27日まで
1-4 工事の目的	本設備は、設置後10年以上が経過して、監視業務に支障をきたしているため、施設使用者の安全及び防犯対策として監視カメラ設備等の更新をします。
1-5 更新場所	更新場所は次のとおりとする。 (1) 管理事務室裏 出入口 監視カメラ等 (2) 実験棟正面 出入口 監視カメラ等 (3) 1号館1階 出入口 監視カメラ等 (4) 1号館裏 道路 監視カメラ等 (5) 1号館・2号館間 出入口 監視カメラ等 (6) 1号館裏 出入口 監視カメラ等 (7) 2号館1階 出入口 監視カメラ等 (8) 2号館裏 出入口 監視カメラ等 (9) 1号館2階 渡り廊下 監視カメラ等 (10) 管理事務所内のモニター・レコーダー類等
1-6 現場責任者	現場責任者は、監視カメラ設備及び低圧電気設備の取り扱いに精通した者とする。
1-7 設備機器	防犯カメラ設備機器等の仕様は、次のとおり。 なお、設備機器類は工事材料承諾願で承諾を得ること。 (1) 屋外フルHDハウジング一体型固定カメラ WV-S1532LA 6台 (防塵・防水：IP66以上、耐衝撃性：IK10、有効画素数：210万画素等) (ズーム比：光学ズーム2.5倍（電動ズーム/電動フォーカス） (EX光学ズーム：最大7.5倍)

(2) 同上カメラ取付金具	WV-QJB500WUX	6 台
(3) 屋内フルHDボックス型固定カメラ	WV-S1130VRJUX	2 台
(有効画素数：210万画素等、ズーム比：3.2倍 光学 9.6倍 EX 光学ズーム 解像度 640×360時（手動ズーム/手動フォーカス）		
(4) 屋内用カメラ取付台	WV-Q180UX	2 台
(5) 屋内フルHDドーム型固定カメラ	WV-U21300-V2L	1 台
(有効画素数：210万画素等、光学ズーム2.5倍（電動ズーム/電動フォーカス） (EX光学ズーム最大7.5倍)		
(6) 同上カメラ天井埋込金具	WV-QEM100WUX	1 台
(7) 同軸LANコンバーター（カメラ側）	TLC20	9 台
(8) ネットワークディスクレコーダー	WJ-NX210/2	1 台
(標準16ch、2TB、電源AC100～240V、最大カメラ接続台数24台) (コピーポート：3.0 3系統)		
(9) カメラ拡張キット	WJ-NXE22JW	1 台
(10) 21.5型液晶モニター	EV2130-BK	1 台
(11) GA-AS12T	PN25121	1 台
(12) 同軸LANコンバーター（センター側）	WJ-PR204UX	3 台
(13) 同軸用SPD	CX-E-60(R)	12台

1-8

工事費

防犯カメラ設置工事の主な工事費は、次のとおり。

(1) 現場調査費	1 式
(2) 既設撤去作業費	1 式
(3) システム設定作業費	1 式
(4) 設置工事費	1 式
(5) 試験調整費	1 式
(6) 雑材料消耗品費	1 式
(7) 産業廃棄物処理費	1 式
(8) 高所作業車費	1 式

1-9

適用範囲

現場の施工に際し、下記の点に注意すること。

本仕様書は、本工事の基本的内容について定めるものであり、本仕様書に明記されない事項であっても、本工事の目的達成のために必要な設備等、又は工事の性質上当然必要と思われるものについては記載の有無にかかわらず、工事受注者の責任において全て完備すること。

1-10

疑義

本仕様書に定めた事項について、疑義が生じた場合は公益財団法人横浜企業経営支援財団（甲）と協議を行い指示に従うこと。

また、工事施工中に疑義の生じた場合にも、その都度書面にて甲と協議しその指示に従うとともに、記録を提出すること。

1-11

現場の施工

設計図書並びに甲の承諾を受けた実施工程表、施工計画書及び施工図等に従って行うこと。また、本工事施工に際しては、次の事項を遵守すること。

- (1) 工事の施工は、1-6の設備機器及び1-7の工事費を使用して設備機器の取付、配線、屋内配管、屋外配管、架空配線工事を実施する。
- (2) 監視カメラ設備のネットワークの設定、システム及び監視カメラの総合試験を行い調整を実施する。
- (3) 安全管理
 - ア 工事の施工にあたっては常に細心の注意を払い、労働安全衛生法等を遵守し、公衆及び作業者の安全を図ること。万一人身事故が発生した場合は、速やかに監督員に報告するとともに、事後対応すること。
 - イ 工事中適切な人員を配置し、現場内の整理整頓及び保全に努めること。
 - ウ 工事施工中に事故が発生した場合は、ただちに適正な措置を行うとともに事故発生の原因、経過及び事故による被害の内容等について速やかに甲へ報告すること。
 - エ 重要な工作物に接近して工事を施工する場合は、あらかじめ保安上必要な措置及び緊急時の応急措置並びに連絡方法等について監督員と協議し、承諾を得ること。
 - オ 危険物を使用する場合には、保管及び取扱いについて、関係法令に従い万全な方策を講じること。
 - カ 危険物を使用して工事を施工する場合は、あらかじめ監督員に使用許可願いを提出し、承諾を得ること。
 - キ 工事現場へ立入を制限する必要がある場合は、監督員の承諾を得て、その区域へ適当な柵を設けるとともに立入禁止等の必要に応じた表示を行うこと。
- (4) 現場管理
 - 整理整頓を励行し、火災、盗難等の事故防止に努めること。
 - また、本工事は施設を運転しながら工事になるため、点検整備に支障が生じないよう十分配慮すること。
- (5) 仮設
 - 本工事に必要な電源は、既存設備から供給する。
- (6) 発生材の処理
 - 発生材は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等に従い、適切に処分すること。必要に応じ、マニフェストを提出すること。

(7) 復旧

他の設備、既存物件等の損傷、汚染防止に努め、万一損傷、汚染が生じた場合は、監督員と協議の上、受注者の負担で速やかに復旧すること。

(8) 工事終了後の措置

工事完了に際しては、仮設物を取り払い、当該工事に関連する部分の残材は速やかに場外に搬出するとともに、後片付け及び清掃を行うこと。

(9) その他

ア 工事期間中は、来館者に支障がないように工事を施工すること。

イ 工事車両は、指定された場所に駐車すること。

ウ その他、監督員と打合せの上、施工すること。

(10) 取付は、外壁や壁等に落下しないように強固に取り付けること。

(11) カメラ側及びレシーバー側に同軸用SPDを付けてサージ対策を行うこと。